

平岡定海氏所蔵「東大寺別当次第」について

遠 藤 基 郎

ここで紹介する史料は、日本仏教史研究者としても知られる東大寺塔頭上之坊平岡定海氏ご所蔵の鎌倉時代東大寺の記録である。本所では、二〇〇〇年七月に平岡氏の格別のご厚意によつて、所蔵史料の調査を実施した。その概要是、すでに『東京大学史料編纂所所報』三六（二〇〇一年）に紹介した。その中に、「東大寺別当次第」と題名をつけられた史料がある。

平岡氏のお話によれば、この史料は上之坊伝來文書はなく、いざれかの時点では上之坊に入つたものだという。また一九五〇年代後半に史料編纂所で修理を行つたこと。⁽¹⁾ ただその後新たに痛みが生じてきており、本所技官阿部昌彦の協力を得て、その修補を行つた。

本史料は、歴代別当毎の出来事をまとめた編年記録と考えられ、鎌倉時代の東大寺の実態あるいは朝廷・幕府との関係を知る上で貴重な史料である。東大寺の年代記としては、「群書類從」補任部の「東大寺別当次第」が有名であり、さらに同系統の中世後期写本が堀池春峰氏によつて紹介されている。⁽²⁾ 同次第の鎌倉時代の部分は、延慶年間（一二三九・四〇）頃まではやや詳しい記載があるものの、それ以降は、別当名と出自あるいは補任年月日程度の極めて簡略な記事しかない。それ以外には、「東大寺統要録」があるにとどまる。そもそも後期を含め中世東大寺は東寺の引付に類するような記録類が少ない。そのため文書、あるいは外

部の記録・編纂史料が研究の主要な素材となる。その意味でも鎌倉時代東大寺の年代記である本史料の価値は極めて高い。実際、本記録には他の文書にはない記事がある。あまりに当然のことだが、現存する東大寺文書は、鎌倉時代東大寺の全てを明記した記録媒体ではなかつたのである。残されなかつたものや、失われたものが少なからずあつたと言えよう。

—書誌—

本史料は、界線（上端・一本）付きの料紙に書かれた袋綴じ本であり、料紙は書状の裏を使用している。筆跡は單一で清書されたもの。内容から見て、本来はかなりの丁数があつたと推測されるが、現存するのは、わずか一八丁のみであり、本史料の成立事情を記す奥書はおろか表紙すら残つていない。また残つた部分もかなり破損が激しく料紙の半分以上が失われている。第一〇丁弘安六年（一二八三）の部分に「当今」とある。これは後宇多天皇（在位弘安一〇年（一二八七）まで）を指すものと見られ、よつて本史料は、この時期に成立したと考えられる。書体もこの時期のものとして間違いない。

表紙・奥書を失つた本史料本来の呼称は不明である。「東大寺別当次第」とは、本史料が歴代別当毎に、事件を並べていることを勘案して、

後世つけられたものと考えられる。

— 内容 —

一九五〇年代後半に本所で修理する前の段階において、本史料の配列はすでに錯誤があつたらしく、修理の際に配列し直した形跡がある。⁽³⁾今回、さらに内容を分析して次のように再配列を試みた。

別当頼恵 文暦元年一月から同二年六月（後欠） 第一～三丁
別当良恵 延応元年九月から仁治元年カ一〇月（前欠） 第四～七丁
年預慶賢 延応二年正月から寛元元年 第八・九丁
別当聖兼 弘安六年一二月から弘安七年正月 第一〇丁
弘安七年七月から一二月 第一一～一五丁
弘安八年一〇月・一一月 第一六丁
弘安九年閏一二月から弘安一〇年正月 第一七丁
別当不明（年未詳）八月・九月 第一八丁

弘安八年十一月十七日霜月騒動と判断

弘安八年一〇月・一一月

弘安九年閏一二月から弘安一〇年正月

もとより試案に過ぎないから、今後の研究によつては大きく修正も必要であろう。

本史料は興味深い記事に満ちているが、ここでは復元に関わるものを中心にして簡単に紹介するにどどめる。

別当良恵期については、第四丁のうち延応元年（一二三九）一〇月四日の九条道家の春日社十六会講、第五丁のうち同年一〇月一〇日興福寺維摩会、第七丁のうち同年一一月二五日道家受戒などの記事がある。⁽⁴⁾

別当聖兼期の記録である第一一丁～一五丁はまとまって残っている。

うち弘安七年（一二八〇）八月から一〇月の主要記事は、興福寺との抗争に関する記事であり、原因は、多武峰との合戦の兵糧米を拒否した東大寺手搔郷が、興福寺に焼き討ちされたことについた。東大寺は朝廷に對して、興福寺側張本を追討する衾宣旨を要求し、一旦は下つたものの、

興福寺の要求により撤回され、東大寺は維摩会出仕拒否を衆議した。最終的に再度、衾宣旨が出され事態は決着する。本件は、「勘仲記」に連記事があるが、実に記主兼仲こそは衾宣旨の奉者であり、興福寺によって放氏の憂き目にあわされている。

ついで一〇月下旬から一一月にかけては、関東よりの指示を伝える六波羅使者矢具島との交渉を記す。料紙の破損が激しく隔靴搔痒の感が強いが、弘安七年一月日東大寺は、寺領興行を目的として、封戸・莊園・末寺の注進状を幕府に提出しており、この記事はこれに關わると考えられる。六波羅使者との会見の場や、関東への注進リストを作成するためには、公文所にて文書閲覧調査を行つたこと、など具体的な方が判明する点が誠に興味深い。

第一六丁は、月日と内容から、弘安八年十一月十七日霜月騒動と判断される記事がある。

第一七丁のうち、弘安九年閏一二月一二日は、龜山院が淨金剛院にて行つた女房接察一品周忌仏事の記事であり、「勘仲記」「実躬卿記」に連記事がある。

第一八丁は、残念ながら年号を決定できなかつた。料紙の破損状態あるいは内容から見て弘安年間頃のものと見てほほ間違いない。さらに破損状態の微妙な違いからみて、第一六丁（弘安八年）もしくは第一七丁（弘安九年）の前欠丁ではないと考えられる。八月・九月記をもつ第一一丁以下（弘安七年）もあわせると、弘安六年をさほど遡らない時期のものと推測できる。

— 紙背文書 —

紙背文書は全て書状である。状態が悪く、表以上に判読が極めて困難である。読みが確定しない以上、憶測の域は出ないが、全体としては弘

安年間頃の大勧進周辺に關わるものと思われる。

まず第一二丁紙背の充所新禪院力は、建治三年（一二七七）から弘安五年（一二八二）にかけての大勧進聖守が再興したものであつて、聖守の申請により弘安四年閏七月には龜山院の祈願所となつてゐる。さらにその後を継いで弘安五年から正応五年（一二九二）にかけて大勧進を勤めた聖然もまた新禪院長老であつた。⁽⁷⁾

周知の通り彼らは鎌倉後期の戒律復興運動の担い手たる律僧である。第八丁に、律院である戒壇院・唐禪院修造のこと、および鎌倉の律宗センター極楽寺が見えることも注目される。極楽寺長老忍性は、後に東大寺大勧進を勤める。さらに第一・一二丁の差出として見える性海力は、西大寺律宗再興の名僧觀尊の弟子として見える。⁽⁸⁾また彼は、摂津の室泊・尼崎・渡部の港修復事業を行つたが、これも律僧としての活動の一環であつた。

本紙背文書は、東大寺をめぐる律僧の世界と深く関わっている。表の「次第」は、東大寺復興運動の中心である律僧グループの知的營為の一環と評価すべきであろう。

〔註〕

- (1) ちなみに一九五八年一〇月撮影のマイクロフィルも残つてゐる。
- (2) 「新修国分寺の研究」第1巻 東大寺と法華寺（吉川弘文館、一九八六年）。
- (3) この段階の復元案を、今回の丁数で示すと1・2・3・4・5・6・8・9・7・10・11・12・13・14・15・18・16・17の順である。
- (4) いざれも『大日本史料』第五編之二二参照。
- (5) 遠藤基郎「筒井寛秀氏所藏文書」所収の弘安德政関連文書（『南都仏教』七六、一九九九年）。
- (6) 「東大寺統要録」諸院篇（『続々群書類從』一一）。

(7) 「周防國吏務過現名帳」。永村眞「中世東大寺の組織と經營」（搞書房、一九八九年、三六〇頁以下）も詳しい。

(8) 授菩薩戒弟子交名（『鎌倉遺文』第二二卷一四〇九三号）。

(9) 正応二年九月二九日伏見天皇宣旨案（『鎌倉遺文』第三二卷一七一五四号）。

〔凡例〕

一漢字は原則として常用漢字を使用したが、一部旧字も使用した。異体字・変体仮名は、常用字・平仮名に改めた。

一改行は原則、追い込みとした。ただし日付変更箇所での意図的改行、折目や丁の改まる部分については、改行をした。

一丁と丁の間が繋がらないものについては、-----を入れてその旨を示した。

一紙背文書については、本文などの行末を】で示した。
一欠損・摩滅は□、その他判読不明な文字は図版で示した。朱書きは*「」で示した。

（追記）翻刻に際しては、高橋敏子・保立道久の各氏より、ご助言を賜つた。記して謝したい。

【釈文】

○界線上段に、朱筆で「同」とあり。

*「四条法印権大僧都賴恵」三論宗、寛寶法眼息
子時・大安寺別當兼勝寺修理別當

文暦元年十月十二日任

未拝堂

寺務十箇月

文暦元年

文暦元年十一月五日初任告書被行之、奉行隆嚴権上座

入夜、勾當一人始而被召了承久、大膳延久同被召了、諸職皆被召了、三綱祿絹一疋□□□祿、祿照得業取之、

同年十二月法花會 文曆元年十一月廿六日於大佛西廊南邊
而彼女人不取衣裳而女頸令刃傷了、件惡黨冤力 被懲之了、仍主人揚出之了、仕丁家打付了、興福寺別當實 信御任也、

文曆元年十二月於別當坊 倶舍三十講被始行 出世後見賴見力 座云々、文曆門建立之、

文曆元年十二月法花會 烧了、四十聽衆僮僕所為云々、同正月寬昭本力 離寺僧職了、仍忠賢筑後 被補任之、乃米三十果出之了、同寺恩闈學生供信禪相模 入、御八講俊乘御後公 入了、同正月大佛修正禪衆行道末下脇分被止了、聞誦故也、文曆二年三月執行兼乘上座許、大衆打破了、木本庄御八講米、執行代兼俊寺王放返抄故云々、此偏瞻寬大夫 結構也、仍勝寬得業伊 道源、二供 勝慶學春 賴禪越中 胜寬大夫 御八講俊源播磨 寺恩改易、被處衆勘了、

○以上第二丁

文曆二年春南水門之内 儘法橋沙汰云々、同年六月十四日万花會饗料五舛寄進法花力 於興福寺東御門之前、東南院兒童菊寿殿 令兒下人童逃入南無左右不出之間、菊寿殿直行向出新力 之帰了、後日山階寺大赴東南院房官所快賢五師 綱仕丁其數付之了、以用途四貫買止了、凡散々事主道快大僧都之時也、

文曆二年六月宴采力 預、而无幾補宗覺了、又親旅僧正寺務之時、宴采力 宗覺申還補之、其間之子細有種々私曲、宴采存生之間 事不可有相違之由、内々約束、密々和 与云々、同潤六月廿八日別當賴惠入滅之最中、乘惠寺主昇進于權上座了、文曆二年五月日、中門与法花堂合戰、中門者構城於千手院、法花堂取陣於般若野之間、別當賴惠、立兒君達於前、直被行向于佐保川南端邊、被加制止、而法花堂衆南慶常堂 鐮・甲冑打 振投大刀、押破懸先陣了、仍寄千手院之城、散々合戰、中門負了、

凡定豪僧正辭退之後、以親旅僧正可為寺務職之由、被仰下之處、大衆猶以訴訟噭々、終以及閉門了、仍以賴惠、被補于寺務了、○以上第二丁

文曆二年四月廿四日賴寬目剪緣落了、面比 所大和御陵穿開之、盜取納物了、而彼賴寬依為盜人、被懸師匠別當法印之間、為賴惠沙汰、綠蓮揚之、置別當坊、揚手俊快 大夫即京上兵士鄉人濟々、中門衆少々、仕丁五力 六人着赤衣、賴寬敷地小綱公人給之、敷地者緣蓮養母負物代差置之故、免除、別當・五師・三綱判形給之、即被差下御使被質檢御墓了、別當一乘院追嫌疑之人、被搦進石造等、被搦了、一條大相國入道殿寶物少々被剪 間被返置了、賴寬至極拷問之後、被禁獄了、不被沙汰 文曆二年夏比、長州庄開發法花堂

院 粗嚴重可謂之、

見 土佐得業 入滅之闕、御八講被補三綱慶快了、出世後、賴寬得業、任補使給衣帶一了、同三十五日導師別當賴惠法印、七僧臘次請云々、四十九日導師興福寺法師、籠僧惠賢得業前 同年三月廿二日聖俊太進法橋逝去、籠僧定禪得業前、三十五日導師嚴寬得業前、當寺成業盡請了、布施八木五斗、仍八幡宮大般若供養延引、廿八日了、成業等成業等 ○禁忌故也、

文曆元年十一月十一日近衛殿 得業 御息、為東南院權院主御下向、若君即與道快僧正同車力 得業 房官寛実常陸 大夫寺主自國分門之南、經佛地

東南院御宿所 乘 奉行隆嚴上座 指袋
主指貫絳上、慶快 其外同前出
上童子六人・大童子六人・中童子二人
宿所東室、奉行 但從僧一人
眞力
院 梵道法印 東南院御春日読經被行之、
講師宗性春日読經同 同七九
沙汰、寺領支配儲同庄々役云々、
出之、探題 同夜定濟被出義名 先度力
探求 同九月廿九東南院殿得業御房義名被
御供給神人了、而巫女訴申云、
可召返之由在沙汰、以少綱被
責返給巫女了、同十月十八日百ヶ日陀羅尼結願了、以別所成阿弥陀佛勸
進、自去七月三日被始之、諸佛五百口、付衣五帖、諸寺僧請之、導師山
階障円少僧都
延應元年秋之比惠賢与寛玄負物相論在之、供料下行之
時米酒云々、披露頗見苦作法万人反唇、但惠賢得業之僻事之由切了、然
間大部庄納所自東南院被召了、仍快賢五師給之了、同年十月十日明年維
摩會○被放俊專 假發少納 院家 事カ舍利カ 如調進、前別肴 御茶飯 白一、聖玄
法眼沙汰云々、
同元年清澄庄公文相論 良力 与良忍房被殺害了、然間藥師寺中
門衆燒失 家力 之間、堂家鬱憤、欲押寄藥師寺別當円
玄 沙汰力 預所兼乘法橋
同十一月一日鎮西米 年預 上司五石 下司五石 加判 隆
都維那五石
旅法橋五石
貞円
寺主五石 加判衆 定嚴寺主 加判 慶快

八石六斗七升下行□間納所人々訴申之、但引歟、給物人□
出世力 後見榮源□講二石寺 寺内 範慶給不知行庄故云々、二定禪
得榮 後見榮源 得二果代六百十八文云々、此延下
十月下旬隆嚴上座叙法橋、戒壇功 同性尊任律 因幡三位師
定殿下御受戒、寺中竹葉被切了、光寬 助得業 竹
得榮 律師 捺庄 三、
貞禪 笠置寺庄 僧都一、禎助律師一、 得業 給田 後河 藏円、
一、瞻尊 前給田 五師 十石給賀 綱兼乘法橋三荷 清澄庄上司御油目代
執行範慶 隆嚴法橋一、 崩宴上座 船瓦自代 雜役庄
打 等住 就風聞、當寺知足院稱其集會所、押寄○隆円得業・快賢五師之住房
打入云々、但踏違道之間、速疾退出了、若徒衆之結構云々、同十一月七
日於尊勝院、黒田□定直入道・教尊 道教房 問注在之、記書 定嚴 依為教尊之
道理、加五師三綱判形、先度令成敗了、而興福寺別當僧正 内実 依被仰、
又及対決、五師三綱之所存之
○以上第六丁
旨自連而進之、兩方證文出之、謀讐謀判問注也、 同元年秋法花堂衆錢
十貫文預所之邊指出之、知行之、仍堂家下沙汰之、開發堂家進退之時也、
同十月底大臣定濟得業醍醐寺遍知院讓得之間九条道家 住山之由云々、同十一
月廿五日禪定嚴下御受戒之次、被開三藏、寶物運渡于中御門新亭、人夫
寺領、幄七間、南綱所之幄三間、勅使顯朝左大弁云々、一日内取出之、
勅封藏上登三綱 定嚴寺主 豐快都維那執行範慶 修理 玄法眼力 官使尚長云、
上之條無其謂之旨、及過言、三綱咎之、見物大 丹波 三綱力 著高麗之
綱之体者別段事也、争本寺三綱吾寺寺主
嗷々之間尚長於當座被追立了、
難治之間、被召返了、
追立之由、

同廿六日夜於大佛殿三百僧□ 読師宗性已講 僧綱・
已講・三綱・勾當等布施在□

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

*^{〔中院〕}大僧正の上に朱印にて「十二」とあり
**^{〔當今〕}大僧正聖兼 弘安六年十一月一日後任 第一度
〔後宇多天皇〕

同二年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
同三年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
翌者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
花	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
良力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
聖禪	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
會堅者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
俊專	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
花	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出世後見宗源權律師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○以上第九丁

弘安七年七月
丁

卷之三

當別種正僧印法範乘

○以上第十一

菩提山新僧正慈一信

信

廿九日比寺□□武峯鄉如□□失、有名無實云々、仍手負不知其數、死者漸々、卅日僧綱上洛、

三日勸修寺返牒在之、	七日若老悉來十五日以前深逐電之由重起請、
十一日武士下向興福寺・東大	[寺]沙汰
十二日自他寺衆	可譖責鄉民之由風聞之間、老若滿
寺并多	英禪任律師云々、
廿一日	寄人令殺害之与力人之由、行
處令	良舞法眼
廿二日或	八講水賢
廿六日寬惠法印	學生供
寺務被制	被勤手搔會、自政所被
廿六日寬惠法印	(満寺力)不
寺務被仰下後、先可退散宿坊之由、	行
廿六日寬惠法印	承諾、

慶被擬南都。終令勤行云々、

○の上部に「」あり。

三日手搔會延引

五日東西并國民与多武峯合戰云々、

十日被下衾 宣旨他寺張本深境(廣鳥見)并淨順(黃田)了、而自寺務被加制(戒力)被勸

開門之間 寺務之方骨張之輩、少々零落、仍令開門帰住

十一日盛玄死闕(學共) 八講實胤(了力)快有之御八

講被補禪實(了力)御八講瞻惠(下野)入了、快有八講事雖無其

禪實等罪科之由依掠申、寺務被改易了、(度々)

申寺務之處、所詮之上者、(度々)

十六日手搔 大口人別(了扇五正) 田樂(私沙汰)

十七日法師原(美絹一正) 議召出其駒法師、給別祿

廿八日為申下(金宣旨力) 上洛(御沙汰) 同廿九日蜂起、不被下衾 宣

旨之間、可拘留本會聽衆之由(微力)、常云々、

十月
廿八日付寺訴被下(了) 無其儀之間、重有噉々沙汰、

十九日伎樂會・梵網會、同(了) 議召出其駒法師、給別祿

廿八日為申下(金宣旨力) 上洛(御沙汰) 同廿九日蜂起、不被下衾 宣

旨之間、可拘留本會聽衆之由(微力)、常云々、

二日初夜之終、大衆直觸廻云、不可出仕維摩會云(々)、(打手平左衛門尉)

六波羅(北条時国) 南方(被誅)

○以上第十二丁

六日夜中於大湯屋集會、不被下 宣旨之間、亦逐電了、

八日被下衾 宣旨之間還住了、即以別會五師於大湯屋、深境・淨順被載

名字二人共退出了云々、不似前々衾 宣旨、以外嚴密(諸寺諸) 五畿七道

十九日弘安七始 日維摩會被

忠堅者

水質、花巖、探題尊清

抑九日當寺聽衆

同可延引維摩會云々、依之、當

信禪擬講・慶尊

慶

宗信・慶實

培

上

被下衾 宣旨、比寺大衆

上

同可延引維摩會云々、依之、當

忠堅者

水質、花巖、探題尊清

抑九日當寺聽衆

○以上第十三丁

春信之死闕 学生供快秀入、御八講快承_{三綱} 寺訴衾 宣旨申沙汰勸賞

十九日講衆集會 新入三人入之、

報兼・慶守・賢俊

廿一日為黒田惡黨訴訟

廿五九

日自六波羅、為矢具_鳴三郎左衛門尉之奉行、関東御教書披露之、同法

供之、

状云、

大和・山城

注力

御教書如此

管領之仁免田事、可

弘安

御教書如此

矢具_鳴三郎

鶴

御教書如此

當寺依_國

為國

御教書如此

執申、有其沙汰云々、仍關東

堅者被放請、定藝

寬

之間、若衆帶武具可同意

無云々、也、

寺政

屋力

快有

但於此等

覺性_{賤岐房}

獄之内死去云々、

仍寺使

(この間、一行分闇損が、「十一月」とあったものか。)

二日為 勅書

印藏被撰出

勅書等 自寺

六日僧綱・已講

印藏之由、被披露之間、中臘

務、古老寺僧之外、

加藤_カ國分寺

爰被開印藏_カ矢具嶋并_カ郎、

矢具_カ三郎之所從二人可被申國分寺御請由申之間、評定令

八日_{武カ}家使下向、國分寺事

九日武家使者_{矢具鳴三郎左衛門代}

寺官以下於大佛殿西庇儲 端武士着

座、北端寺官着座、西三綱・實祐法眼・慶舜、、東賢舜法眼・定春
已講・道舜・尊顯・實承・良秀_開著當色 ○以上第十四

金

十一日解除會被始行、

十二日集會、關東下向使者、自方々可被下之由、申政所并尊勝院

面々被領狀了、

同十三日於公文所、文書開之、治定十四・十五

日_{進力}評定_{尊嚴}出日記云、建久元年可注進顛倒寺領之由、依

官符、三綱_{進力} 同十六日三論玄談義於八幡宮被始之、聽衆

十八日關東下向使者_{慶舜}之由治定了、_尊日記平治二年當寺領大和庄々

可注進由依被仰下有其沙汰云々、

十九日賢清已講_{慶舜} 学生供覺賢房_{僧釋舜}

同廿七日於大佛殿_{慶舜}僧、囑請被行散花了、

六波羅_{北方}

廿九 道舜_{慶舜}并披露_{慶舜}沙汰可被_{慶舜}

三日慶舜下向_{慶舜} 擬講一問慶尊_初一問良重_{第二}三問快

慶實_初五問永賢_初注記慶性

秀為其巡役之處、于時年預之間

依訴_{良重勤仕了、新議也、}

十八日盛舜死闕_{隆兼入了、}

同廿日於東南院俱舍三十講被東南院院主堂修理、

世俗式為黑田庄之處、沙汰人・百姓等令訴訟預所實俊法橋之間、寄事於庄家、可為生料之由預所頻望申、不可然之旨雖有衆議依 被成生料了。一斗一升長器、次於捧物雜器、近年安井寺務以少分鴉眼置 條見苦之由衆議時々評定、講衆噏々骨張、仍被責伏諸雜掌被見辱了、 同日	○以上第十五丁	○以上第十六丁
學生供慶春入 御八講、関東使者、成功 廿一日春賢入世親講衆了、明年堅者之闕云々、 廿七日親尊・快兼參勸修寺僧都御房、明年維摩會可有仕之由、 自講衆勸申之處、直承御返事、云講師大營、云當寺造難治也、 所詮自寺可執申公家、付其自公家被仰下之旨有之者、可有御計云々、 語人終以入講衆了、	○のと上部に「十七」とあり、 寺務了、黒田惡黨之 申之、奉行相原内々案文書下之内、六郎左衛清時并春切四郎時清可 被書入寺解之由云々、寺家所存符合、 十二日為按察二品之一廻、為仙洞御氣色、四箇寺碩學被精撰之 擬講一人 興福寺範憲僧都・英禪僧都 山門二人 但興 福寺依訴訟被不參、 十五日寺門還住、小綱順慶下向、奉行狀在之、康直事可注進 奉送伊藤之許、順慶封判為之云々、仍開門、大衆蜂起催廻、及北中門 會議了、 廿五日興福寺別當菩提山	○のと上部に「十七」とあり、 寺務了、黒田惡黨之 申之、奉行相原内々案文書下之内、六郎左衛清時并春切四郎時清可 被書入寺解之由云々、寺家所存符合、 十二日為按察二品之一廻、為仙洞御氣色、四箇寺碩學被精撰之 擬講一人 興福寺範憲僧都・英禪僧都 山門二人 但興 福寺依訴訟被不參、 十五日寺門還住、小綱順慶下向、奉行狀在之、康直事可注進 奉送伊藤之許、順慶封判為之云々、仍開門、大衆蜂起催廻、及北中門 會議了、 廿五日興福寺別當菩提山
十日法花會式 十七日法花會勤行 十八日	同十四日万燈會如常、 縁者信遍 得業 探題印寬法印 律師 墓者明 伊大納言	○以上第十六丁
十九日	正月廿九日後車 御前中 二日朝覲行幸、冷泉殿御所、樹木、草 南都僧被立庭上云々、當寺春性房 純色五帖云々、時之寺務沙汰、菩提山御入堂	○以上第十六丁

東南院両御所入堂、

初出仕

集會始、俱舍三十講來廿日可有勤行之由自寺務御披露

同十四日闕分華

移新座經種々役云々、而

集會、俱舍三十講可延引三月云々、其故有興行者可有延之次、可被勤行之由少々強骨張、即其旨申入寺務了、□□得替之間、

東南院本座御進退之間、可還補陞進之處、難治之由、就返答被陞若院僧於禁置于祐寶云々

不被勤行、闕如一箇年分了、向後延引事尤可有思慮歟

十五日般若會如例、
同十六日八幡宮大般若供養如例、

十八日自觀音講可為練行之間、寬禪可有免除之由申寺務、同科泰
共皮張色了、
同十九日寺務上各

良秀 初問顯承 第二問叡秀兼日授
役夫工米事、使者上洛、緣宗、寬俊寺主、同廿七日夏季世親講々師
備役于當寺領事、周防國大前事、觀修三徳遠誦事、伊勢大社官

*のと上部に「十」があり、

付御去文々章難存知、雖然、去文之上者、可令開門之由一同了、廿四日付生阿入道事、亦有牒狀、執行罪科有名無實、早可拂塵

八月二日八幡宮南廊阿伽棚作事 同五日最勝講米事、可
雜人卷

之由披露見和市了、次三昧堂一番頭事、東南院猶被仰子細、新寺務免加
寺僧職之上者、田樂頭重置寺役有何條事、可□□勤仕別當同

十四日三昧堂一番頭事、終以東南院問、忽依及闕如、堂家頻

題、仍為寺務沙汰、先被勤行、可令立用鎮西米
物如式下行畢、

同六日勸修寺僧之由為經奏聞、講衆

第廿二年預、無重難、衣助多子

同十五日
御他界
香港
講可被相執柄

由
上
第
一
日

九月一日
三日
之時大雨下、神主延俊
會日未入日渠方歸
禁

○第四丁裏
（年未詳）九月十六日三位得業頤勝勘返某舊狀
若八鎮西所濟物之間不點止候【樣可有御計候，貴房御事自昔一殊憑申
可申入候也，更々不可有尋聞之儀候。】

東京大学史料編纂所研究紀要 第13号 2003年3月 (212)

候、于今無改变候之【問カ】如御身上被思食候、令申入給候【用】用

候【候】併期見參候憑此事候能々【相談申入給】恐々謹言、

九月十六日

三位得業御房

〔ウハ書〕
〔墨引〕

〔頼勝〕

三位得業御房

〔頼勝〕

進上

二月□ 沙門法円

〔信候〕

〔後謹言〕

○第五丁裏 (年月日未詳) 某仮名消息 (後欠)

〔追而書〕○袖より行間に及ぶにて候をおぼえ【文よく、】とれ候
め候ぬ、又々【に候】文よく、とれ候
むさしとの、【くれ、】したる事候ハて文ハまいらせ候ハぬそ【なに事か候らん、
いふせからずさうれしく候へく候、そめつけ【たいけして】ぬしめつら又そめからに【ほどに】めつら一すちまで給ハりて候をひく候カそめつけハかみふ
くろに【な】二なからいれて候そ

○以下欠

○第七丁裏 (年月日未詳) 某書状 (後欠)

名国司之次ニ召功廿人計、同以申下理さセ給候て戒壇院の修理并唐禪院
修造などになされ候へく候、もし入下候ハ莫大の興隆たるへく候也、
如是事、助法眼御房【御房御談】能様に可雜掌ハこれにてあいかた尚々名国司一相構々々可令申
給者也、一國を【用途】行人にて候後々もにハいかにもして心さし申存候間、かように令申候也カ自極樂寺、法花寺への替用途ハ】式貫文にて候しを、一
貫文請取にて候とて極樂寺方丈不寄申度カ新宮の信戒房の状令進候、
茶の】れう御用途一貫文候を度カ○以下欠

○第六丁裏 (年月日未詳) 某仮名消息 (後欠)

〔二〕れへ〔三〕をさな人々いかほとよろつハみかとの、ひ
け【】候〔二〕し候てめく候てカ〔二〕うれし〔二〕ならせ給て○以下欠

○第九丁裏 (年月日未詳) 某札紙書 (本紙欠)

遂申候、〔召功カ〕〔高名國カ〕司事相構候、【便候】のついてならてハ

かきたへたる心に候さしハひてこゝろな【】つに

- 第一〇丁裏 (年月日未詳) 某書状 (後欠)
- はるか
申入候す候、な
かわたりし候て所
まし候ら
- ん、「
申候事
よし存
とも心の
候ねあ
つね
すくして申
候、さや
」
- かたく申入たく候事
りに候、このほ
候、さや
」
- に候へハ、いそきまいり候て申いれ ○以下欠
- 五月四日
- 此間事故 可参
性海か
- 第一四丁裏 (年月日未詳) 某札紙書 (本紙欠)
- 〔札紙ウハ晉〕
〔露引〕
- 新
- 第一五丁 (年月日未詳) 某書状 (後欠)
- あるいは第十五丁裏とセツトか。
- 指事不候、常不申候、一何条御事
□候哉、
〔抑出品か〕
清
水唯心房被
〔未〕
候て可
〔申〕令申候也、一借預候者
報恩隨一候
〔旨被申〕
〔旨被申〕
〔縁略書写候程ニ以他本可〕交合旨存候、暫時可借給候
舍利會今下
向其次入見參 ○以下欠
- 第一六丁裏 (年月日未詳) 封紙
- 〔封紙ウハ晉〕
- 第一七丁裏 (年月日未詳) 某書状 (後欠)
- あるいは第十二丁裏とセツトか。
- 日比御違例事候
又無骨
返々以外候、今ハ御存
一文却候間、當時も勞
入
三十講自十一日にて候も
越カ
下候、兼又甘葛ハし
まいりて候らん、少分候者令葉之
料申
〔出カ〕
候哉
○以下欠
- 第一三丁 (年末詳) 五月四日性海力書状
- 装束等
〔無相送〕
返進候、
条恐悦 不
き、無御結
候し、
- 第一八丁裏 (年月日未詳) 某札紙 切封墨引のみあり、